

令和8年度海外出願支援事業 公募のご案内

公益財団法人ふくい産業支援センター

公益財団法人ふくい産業支援センターでは、産業財産権（特許や商標など）を活用し、戦略的に海外事業展開を図る県内の中小企業者等を支援するため、産業財産権の外国出願に要する費用の一部を補助する「海外出願支援事業」を実施しています。つきましては、下記のとおり公募を行いますので、外国への特許等出願の支援を希望される中小企業者等の申請をお待ちいたしております。

1 概要

県内中小企業等が行う外国出願（特許・実用新案登録、意匠登録、商標登録、抜け駆け対策商標）にかかる費用の一部を助成します。

2 公募内容

(1) 公募期間：令和8年5月11日（月）～6月12日（金）

《注意》 公募期間中であっても、予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。

※申請される場合は、事前に当財団までご相談ください。

※申請書類は、記載漏れや添付書類に不備がないよう、事前によくご確認ください。

※書類の不備又は補正すべき内容があった場合、理事長が期日を定めて、追加・再提出や補正を求められます。この求めに応じていただけない場合は、審査対象とならず不採択となりますので、ご注意ください。

(2) 支援対象者：福井県内に事業所を有する中小企業者等（*1）（個人事業者、事業協同組合含む）で、以下の要件を満たすもの。地域団体商標は、商工会・商工会議所、NPO法人も対象

- ① 補助金交付決定後、既に行っている国内出願を基礎として、国内出願と同内容で（特許協力条約に基づく国際出願（PCT 国際出願）における国内移行や、ハーグ協定に基づく意匠の国際登録出願、マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願（マドプロ出願）を含む）外国出願を行い、支援期間終了日（令和9年1月15日）までに実績報告書を提出するもの。
- ② 外国出願の基礎とする国内出願と予定している外国出願がともに、申請者である中小企業の名義であること。
- ③ 補助金交付を受けるに当たり、国内弁理士等の協力を受けられること（国内弁理士等に依頼しない場合は、依頼する場合と同等の書類（間接補助金交付の必要書類）を自らの責任で補助事業者（公財）ふくい産業支援センター）宛てに提出できること。）
- ④ 国及び財団等が行う補助事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力できること。過去に支援を受けたことが有る申請者は、毎年調査に協力していること。（国が実施する調査に協力していなかった場合、当補助金にかかる申請書の受理はできません。）
- ⑤ 外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること。又は、助成を希望する商標出願登録に関し、外国における抜け駆け出願対策の意思を有していること。
- ⑥ 外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。
- ⑦ 別紙、暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては対象としない。
- ⑧ 経済産業省におけるEBPM（*2）に関する取組に協力すること

（*1）中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が2/3以上占めるもの）。ただし、みなし大企業（※）を除く。

（※）みなし大企業とは、以下（ア）～（オ）に該当する企業をいう。

（ア）発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等

（イ）発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者等

- (ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- (エ) 資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等
- (オ) 間接補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等

(※2) EBPM (Evidence-Based Policy Making : 証拠に基づく政策立案) とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠 (エビデンス) に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していく EBPM の推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針 (骨太の方針) にも掲げられており、今後ますます重要性が増していくことが予想されます。

本公募や本事業における各種申請（本応募申請書、交付要綱による交付申請書、実績報告書、各種届出等）について、その作成等を行政書士又は行政書士法人以外の者が、他人の依頼を受け報酬を得て代理することは行政書士法第 19 条のとおり行うことはできません。

(3) 支援対象出願：特許・実用新案、意匠、商標でそれぞれ対象となる案件は以下のとおり

- ① 応募時既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標を出願済みであり、採択後、年度内に優先権を主張して外国へ出願を行う予定の案件（商標については優先権がない案件も可）。
- ※日本の特許出願を優先権主張の基礎にしない PCT 出願（ダイレクト PCT 出願を含む。）については、日本への国内移行予定のものに限ります。
- ※優先権がないハーグ出願については、出願時に日本国を指定締約国に含むものに限ります。
- ② 先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。
- ③ 外国で権利が成立した場合等において「当該権利を活用した事業展開を計画している」又は「商標出願に関し、外国における抜け駆け出願対策の意思を有している」こと。
- ④ 外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

案件種別ごとの詳しい出願方法は以下のとおりです。

<特許・実用新案>

- ・既に日本国特許庁対して行った特許出願又は実用新案出願（日本に国内移行予定又は移行済みの PCT 国際出願を含む）を、採択後に優先権を主張して外国特許庁に対して出願を行う案件。
- ・既に日本国特許庁対して行った特許出願又は実用新案出願（日本に国内移行予定又は移行済みの PCT 国際出願を含む）を優先権主張する PCT 国際出願を、採択後に国内段階に移行する案件。
- ・日本国特許庁対して行った特許出願又は実用新案出願を優先権主張していない PCT 国際出願（ダイレクト PCT 含む）を、採択後に国内段階に移行する案件。ただし、日本に国内移行予定又は移行済みの PCT 国際出願に限る。

<意匠>

- ・既に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を、採択後に優先権を主張して外国特許庁に対して出願を行う案件。
- ・既に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を、採択後に優先権を主張してハーグ出願を行う案件。
- ・採択後に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を優先権主張せずにハーグ出願を行う案件。ただし、ハーグ出願時に日本を指定締約国に含めるものに限る。

<商標（抜け駆け対策商標）>

- ・既に日本国特許庁に対して行った商標出願を、採択後に外国特許庁に対して出願を行う案件。ただし、優先権を主張しない場合は、別に定めた出願の範囲に限る。（国（経済産業省）実施要領の別紙参照）
- ・既に日本国特許庁に対して行った商標出願を、採択後にマドプロ出願（事後指定を含む）を行う案件。

《注意》

交付申請書提出の時点において既に日本国特許庁へ出願済であって、かつ本補助金の交付決定後、支援期間終了までに、外国特許庁へ同一内容の出願を行い実績報告が完了する予定の案件が対象となります。

よって、財団からの交付決定通知が届く前に外国出願した（先行着手）案件は対象となりません。また、交付決定前に発注した費用（例えば翻訳費等）についても補助対象にはなりませんので、ご注意ください。

3 支援内容：以下のとおり

- (1) 補助率：2分の1以内
- (2) 1者に対する上限額：300万円（複数案件の場合）
- (3) 1出願ごとの上限額（いずれも消費税分除く）
 - ・特許出願：150万円、・実用新案、意匠、商標出願：60万円 ・抜け駆け対策商標出願：30万円
- (4) 対象経費
 - ・外国特許庁への出願費用、・現地代理人費用、・国内代理人費用、・翻訳費用

《注意》 助成対象とならない経費：

- ①日本国特許庁への出願に要する経費
- ②弁理士間等の仲介手数料
- ③先行技術調査に係る費用
- ④日本国内の消費税および海外でのVAT（付加価値税）やサービス税

- (5) 支援期間：交付決定日から令和9年1月15日まで。

4 応募方法：

応募にあたっては、所定の申請書様式と添付書類に必要事項を記載のうえ、持参または郵送、もしくはPDFをメール添付にて提出してください。

申請書様式(Word形式)等は、(公財)ふくい産業支援センターのホームページからダウンロードできます。(<https://www.fisc.jp/technology/patent/>)

また、国（経済産業省）実施要領、Q&A集、申請書、様式別紙1「賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書」および申請書記載例等もアップロードされているので 詳細については、そちらの書類をご参照ください。

5 選考

審査委員会を開催し、予算の範囲で支援対象者を決定します。

(1) 審査委員会

申請者には、審査委員会において、申請書の概要説明と海外事業展開計画等について説明いただきます。実施日時は、当財団から申請者へ別途ご連絡します。

(2) 採択基準：次の各項目について審査を行い、採択の可否を決定します。

ア 出願の内容、イ 出願先での権利化可能性、ウ 知財活用の戦略性、エ 海外事業展開計画

(3) 加点措置について

以下（ア）から（エ）の項目に該当する中小企業者等に対し、項目毎に加点措置を行います。

- (ア) 地域未来牽引企業に選定された企業
- (イ) 平成26年度以降一度も本事業に採択されていない新規利用者
- (ウ) 賃上げ実施企業
- (エ) ワーク・ライフ・バランス推進企業

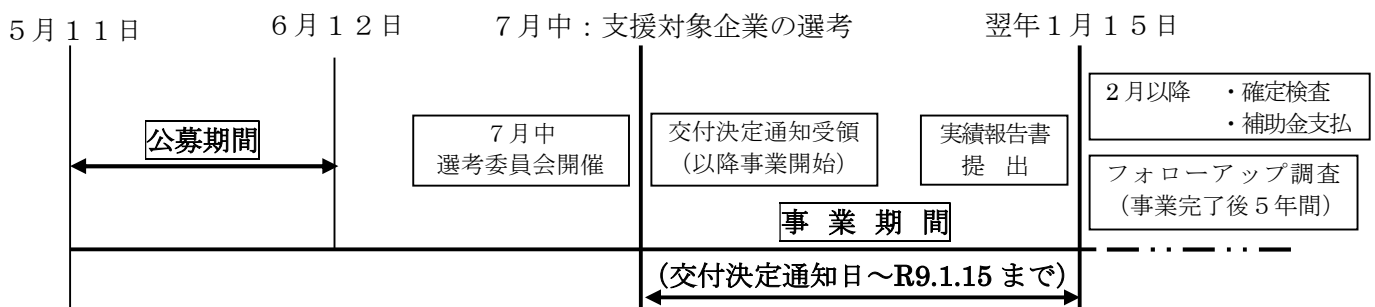
6 選考結果の通知および外部公表

採択等は交付決定通知書にて通知し、事業者名（間接補助事業者の名称）、所在地および交付の決定を受けた出願種別について財団のホームページ上などで外部公表します。加えて、事業者名、所在地及び交付の決定を受けた出願種別、採択日、交付決定日、法人番号、交付決定金額及び確定金額についても経済産業省の判断により外部公表される場合があります。

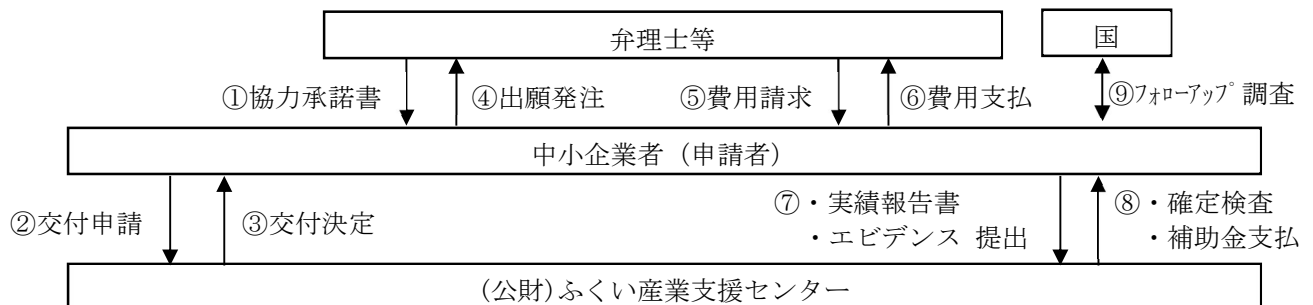
7 その他の注意点

- (ア) 申請時・事業実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、審査、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のために利用します。
- また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（EBPM）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力を同意したものとみなします。
- (イ) 採択された場合は、事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に協力いただきます。

8 事業スケジュール



9 事業の流れ



窓口（申請書提出・お問合せ先）

公益財団法人ふくい産業支援センター

オープンイノベーション推進部 オープンイノベーション推進室 嶋田、三谷
〒910-0102 福井市川合鷺塚町6-1 字北稲田10（福井県工業技術センター内）
TEL：0776-55-1555 / FAX：0776-55-1878

ホームページ URL: <https://www.fisc.jp/technology/patent/> または QR



注意：国（近畿経済産業局）の補助金を活用して行いますので、今後変更も有り得ることをご承知おきください。